

## 5. 反社会的勢力対応方針

---

### (目的)

第1条 反社会的勢力対応方針(以下「本方針」という。)は、当社の役社員が、その業務遂行の過程において、反社会的勢力との関係を持つことにより、当社に損害が発生することまたは当社の信用が失墜すること等を防止するための基本方針とその対応を定めることを目的とする。

### (適用)

第2条 本方針は、当社の全ての役社員に適用される。

### (適用業務)

第3条 本方針は、当社が行う全ての業務に適用するものとする。

### (反社会的勢力)

第4条 反社会的勢力とは、以下のものを指す。

1. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる集団又は個人、及び暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人。
2. 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に基づき処罰若しくは収益の没収の対象となる行為を行う、団体又はその構成員。

### (当社の基本方針)

第5条 当社の基本方針は以下のとおりとする。

1. 当社は、業務の健全性及び公正性を確保するため、反社会的勢力との取引や反社会的勢力への資金提供は一切行わない。
2. 当社は、反社会的勢力であることを知らずに関係を有した場合、反社会的勢力であると判明した時点または反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で速やかに関係を遮断すべく必要な措置を講じる。
3. 当社は、反社会的勢力からの不当要求等は一切拒絶する。
4. 当社は、反社会的勢力への対応については、警察等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
5. 反社会的勢力に関する情報収集および反社会的勢力との対応についての統括責任者(以下「反社統括責任者」という。)をコンプライアンス部長とする。
6. 反社統括責任者は、反社会的勢力の情報を集約し、当社グループのデータベースを構築し、随時更新を行うものとする。
7. 役社員は業務上入手した反社会的勢力に関する情報を反社統括責任者に提出するものとする。
8. 反社会的勢力に関する調査の方法、情報の管理および使用の取扱いについては、反社統括責任者が別途定める通達に従うものとする。